

広島県告示第二百六十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項及び第六条第一項の規定によつて、検査及び注射を次のとおり実施する。
令和七年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 分	実 施 の 目 的	区 実 施 する 域	実 施 の 対 象 と なる 家 畜 の 種 類 及 び 範 囲	実 施 の 期 日	検 査 注 射 の 別 及 び そ の 方 法
伝達性海綿状脳症（牛）	伝達性海綿状脳症（牛）の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの 一 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。以下「特措法」という。）第六条第一項で届出のあつた零か月齢以上（推定を含む）の死亡牛で、死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していた牛。ただし、同条第二項のただし書きに該当する場合を除く。 二 その他、検査を必要と認めるもの	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	一 酵素抗体法（エライザ法） 二 ウエスタンブロット法 三 免疫組織化学的検査
ヨ－ネ病	ヨ－ネ病の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛、山羊及びめん羊であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの 一 搾乳又は繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢が満二十四か月齢以上（推定含む）の雌牛 二 その他、検査を必要と認めるもの	同右	一 予備的抗体検出法又は予備的遺伝子検出法（以下「スクリーニング法」という。） 二 リアルタイムPCR検査 三 ヨ－ニン検査 四 補体結合反応 五 臨床検査 六 細菌検査

結核	ブルセラ症	アカバネ病	チュウザン病	アイノウイルス感染症	牛伝染性リンパ腫	牛ウイルス性下痢	トリコモナス症	牛カンピロバクター症	炭疽 ^そ
結核の発生予察のため	ブルセラ症の発生予察のため	アカバネ病の発生予察のため	チュウザン病の発生予察のため	アイノウイルス感染症の発生予察のため	牛伝染性リンパ種の発生予防のため	牛ウイルス性下痢の発生予防のため	トリコモナス症の発生予防のため	牛カンピロバクター症の発生予防のため	炭疽 ^そ の発生予防のため
県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域
実施する区域内で飼育されている牛及び山羊であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛、めん羊、山羊及び豚であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
一 臨床検査 二 ツベルクリン反応（頸部皮内注射法） 三 インターフェロンミッセイ	一 酵素免疫測定法（エライザ法） 二 試験管凝集反応 三 補体結合反応	血清学的検査	血清学的検査	血清学的検査	一 酵素免疫測定法（エライザ法） 二 リアルタイムPCR検査	一 血清学的検査 二 PCR検査 三 ウイルス分離	病原学的検査	一 蛍光抗体法 二 細菌学的検査	皮下注射

牛流行熱	牛流行熱の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	筋肉内注射
豚熱	豚熱の発生を予防するため	県下全域	実施する区域内で飼育されている豚及びいのししであつて、その所在地を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの	同右	皮下注射または筋肉内注射
オースキー病	オースキー病の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 臨床検査 二 ラテックス凝集反応検査 三 酵素免疫測定法（エライザ法） 四 中和試験
豚熱	豚熱の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている豚又はいのししであつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 中和試験 二 酵素免疫測定法（エライザ法） 三 ウイルス分離 四 蛍光抗体法 五 PCR検査 六 リアルタイムPCR検査
アフリカ豚熱	アフリカ豚熱の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている豚又はいのししであつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 PCR検査 二 リアルタイムPCR検査
豚流行性下痢	豚流行性下痢の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 血清学的検査 二 PCR検査
豚繁殖・呼吸障害症候群	豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 血清学的検査 二 PCR検査
伝染性胃腸炎	伝染性胃腸炎の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	血清学的検査

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	家きんサルモネラ感染症	馬インフルエンザ	伝達性海綿状脳症（めん羊、山羊）	腐蛆病
鳥インフルエンザの発生予防のため	家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生予防のため	馬インフルエンザの発生予防のため	伝達性海綿状脳症（めん羊、山羊）の発生予防のため	腐蛆病の発生予防のため
県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域
実施する区域内で飼育されている家きんであって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている鶏であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている馬であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されているめん羊及び山羊であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている蜜蜂であって、家畜保健衛生所の指定するもの
同右	同右	同右	同右	同右
一 ウイルス分離 二 酵素免疫測定法（エライザ法） 三 血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応） 四 P C R 検査 五 リアルタイム P C R 検査 六 抗原検出検査	急速凝集反応検査	一 臨床検査 二 抗原検出検査 三 P C R 検査	一 ウェスタンブロット法 二 免疫組織化学的検査	一 肉眼的検査 二 細菌学的検査